フィレンツェ市における「領事出張サービス」の御案内

この度、在イタリア日本国大使館では下記の日程にて「領事出張サービス」 を実施します。以下の領事業務の受付を行いますので、ご希望の方は、準備の 都合上、事前に当館領事班(連絡先は下記をご参照下さい)までご連絡下さい。

1. 日時:2017年 7月21日(金)15:00~18:00 7月22日(土) 9:00~12:00

場所: HOTEL Executive Firenze 内会議室

住所: Via Curtatone 5, 50123 Firenze

電話:055-217451

2. 手続き可能な領事事務:

- (1) 在外選挙人名簿登録、在外選挙人証記載事項変更申請
 - 〇在外選挙人名簿登録を御希望の方は、以下の書類を御持参ください。
 - ①旅券または本人の写真のついた公的機関発行の身分証明書
 - ②現住所に3ヶ月以上居住されていることを証する書類(滞在許可証など)

在留届を3ヶ月以上前に提出されている方は②は不要です。

- 注)日本国内の最終住所地市区町村に「転出届」を提出されていない方は(住民票を残されている方)、 在外選挙人名簿に登録することが出来ません。 (既にイタリアにお住まいの方でも、日本の親族を介しての提出、または「転出届に準ずる届出」を海外から市区町村に送付することが出来ます。) 居住期間が3ヶ月未満の方でも登録申請ができるようになりましたので在 留届と同時に提出していただけます。
- ※以下の手続きに必要な書類については、当館ホームページ(アドレス末尾) をご覧ください。
 - (2) 旅券の交付
 - ①事前に申請を郵送で受け付けます。<u>こちら</u>からパスポートの申請書を ダウンロードの上、必要事項をご記入ください。
 - ②申請書の記入が終了しましたら、記入内容を確認いたしますので、 E-mail もしくは FAX にて当館まで送付の上、着信を確認ください。

- ③当館の確認が終了しましたら,「同意書」とともに 7 月 7 日 (金) までに当館宛て送付ください。
- (3) 各種証明書の交付

事前にFAXにて申請を受け付けますので、ご希望の方は、7 月 7 日 (金) までに領事班に電話 (06-487991) でご連絡ください。

(4) 戸籍・国籍関係届け出の受理

事前に届出書の確認をしますので、御希望の方は、 7 月 7 日 (金) までに領事班に電話(06-487991)で御連絡下さい。

(5) その他

在留届の受付、日本国運転免許証の返還(以前に当館から連絡があ った方のみ。事前にご連絡ください。)

3. 本件連絡先:在イタリア日本国大使館 領事班

電話 (代表)

06-487991

FAX (領事班直通) 06-4201-4998

メールアドレス consolare@ro.mofa.go.jp

ホームページ http://www.it.emb-japan.go.jp/index j.htm

在留届の変更は?

在留届は緊急時の安否確認にも使われます。ご帰国や変更を届け出ていただく と、安否確認や留守宅への連絡が迅速に行えます。届出は忘れずに行ってくだ さい。